

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 繰延資産って

Q : 繰延資産ってどのようなもので、どんなものがあるのですか？

A : 次のようなものがあります。

【解説】

法人税における繰延資産とは、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶ一定のものをいい、次のものが該当します。

- ① 創業費
- ② 開業費
 - 法人の設立後事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用
- ③ 試験研究費
- ④ 開発費
- ⑤ 新株発行費
- ⑥ 社債発行費
- ⑦ 社債発行差金
- ⑧ その他次に掲げる費用でその支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶもの
 - イ. 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
 - ロ. 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
 - ハ. 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
 - ニ. 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与することにより生ずる費用
 - ホ. イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

